

**令和6年度 包括外部監査
結果報告に対する対応状況と考え方**
(対応状況表)

監査テーマ「防災・減災に関する財務・事務執行」

(佐世保市)

令和8年4月（R8.3.31時点）

区分	件数	対応状況	
		対応状況	件数
指摘	7 件	措置済	2 件
		対応済	1 件
		措置中	1 件
		検討中	0 件
		維持	3 件
意見	38 件	措置済	5 件
		対応済	9 件
		措置中	5 件
		検討中	6 件
		維持	13 件
評価	14 件		

【対応状況の区分】

措置済 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じたものや、指摘・意見の内容に係る具体的事象（事業）等が滅失（廃止）したものの。

対応済 指摘・意見がなされたこと（当該手段や手法等）が、既に監査結果報告時点で、実行されているもの。

対応中 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じること決定し、現在、処置を講じているもの。

検討中 指摘・意見に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うとするもの（改善策の具体的措置の決定まで至っていないもの）。

維持 包括外部監査人の指摘・意見に対し、現在の状況・手法が当該指摘・意見を満たしている、既に効果的・効率的であると認識しているとするもの。包括外部監査人の指摘・意見に対し、意見を異にするもの。

令和6年度 包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

テーマ：防災・減災に関する財務・事務執行

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
1	意見	51	自然災害はいつ発生するか分からないという特性から、佐世保市（防災危機管理局）が主体となって、物資の準備・移動、インフラ整備に関する協定に限らず、積極的に速やかに被災住民に対するサービスという視点での協定締結を、調査研究のうえで進めるべきである。	検討中	被災住民へのサービスのうち相談業務等については、長崎県が長崎県弁護士会、長崎県司法書士会等と締結している「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」により、県内市町も支援の要請をすることができますので、そちらを活用することとしております。 その他の分野については、今後、他市の事例等を調査研究し、必要なものについては協定締結を進めます。	防災危機管理局	防災危機管理局
2	意見	59	二級河川の整備や維持管理は県の事業であるが、河川の状況は近隣住民にとって重要な関心事であるから、市としては定期的に県より整備状況等の情報を取得し整理・保管すべきである。	対応済	県において河川改修事業が進められている二級河川の整備状況については、毎年、当該年度の前予算額や整備内容について、情報提供をいただき、整備促進の要望内容に反映するなど、一定、整理・保管しております。 また、二級河川に関することは、基本的に管理者である県の範疇であるとの考えはあるものの、市が県に対し進達した二級河川の整備や維持管理などに対する地元からの要望については、毎年、進捗状況の問い合わせを行い、一定、整理・保管しております。	土木部	河川課
3	意見	63	河川の氾濫等の危険性は一般市民において重要な関心事であることから、準用河川や普通河川の巡視結果や伐採等の対応結果については、定期的に佐世保市のホームページなどで公表すべきである。	維持	大雨による河川氾濫等の危険性については、市民の皆様の重要な関心事であると考えておりますことから、ご意見の準用河川・普通河川の巡視結果や伐採等の対応結果の定期的なホームページ公表については、県内市町にアンケートを実施し、今後の参考にしたいと思います。 しかしながら、その公表が市民の皆様に対し、河川の氾濫等の危険性を知らしめることにはつながらないと考えており、現時点では公表は考えておりません。	土木部	河川課
4	意見	63	河川内の土砂堆積や樹木の繁茂に対する浚渫や伐採の必要箇所を把握するために、周辺自治会等に積極的に情報提供を求める体制作りが必要である。	対応済	浚渫や伐採等の対応が必要な箇所の把握については、職員による河川巡視のほか、町内会長をはじめ市民の皆様からの要望や通報によって、その都度、現場状況を把握しているほか、令和5年4月からは、市民の皆さまが手軽に連絡しやすいように、スマートフォンアプリ「LINE」を活用した情報提供を市民の皆様から受け付けており、情報提供を求める体制づくりはできております。	土木部	河川課

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
5	評価	67	洪水ハザードマップを各町内会等を通じて周辺の各世帯へ直接配布を行うなど、情報格差是正の取り組みを積極的に行っている点は高く評価できる。今後も、高齢者等災害弱者の情報格差是正の取り組みを継続していただきたい。	評価	—	土木部	—
6	評価	71	海岸施設老朽化対策事業の実施において、画一的な処理を施すのではなく利用実態が無い施設を完全に閉鎖するなど、安全性のみならず経済性にも配慮をしている点は評価することができる。	評価	—	港湾部	—
7	指摘	76	海岸・港湾施設に係る重要水防区域の選定方法等について、選定過程に係る議事録は事後的な検証を行うために不可欠なものであるから、協議会の開催後には必ず取得すべきである。 また、これらの資料は「文書」（市文書規程第3条第1号）に該当し「必要なときに直ちに取り出せるように整理するとともに、紛失、盗難等を防止しなければならない」（同規程第29条）ものであるから、所轄部署における適切な管理のための問題点の検証と対策を検討されたい。	維持	現在の重要水防区域の選定については、平成11年に選定されたもので、当時の協議会議事録について長崎県に確認をしましたが、資料は残っていない状況でした。今後、協議会開催後には、速やかに議事録を取得し、適切に管理するよう徹底いたします。 ただし、重要水防区域の選定に係る事後検証に関しては、長崎県が定めた「重要水防区域採択基準」に基づき、佐世保市が選定していることから、現存する本市の選定資料で対応可能であると考えています。	港湾部	みなと整備課
8	意見	89	ため池ハザードマップ作成に際して、内容の妥当性、作成プロセスの透明性・適切性を確保するためには、地域住民や関係機関、有識者などによる協議会を設置すべきであり、すみやかに設置に向けた準備を始めるべきである。 また、協議会を設置するにあたっては、規則・手続きの整備や議事録等の資料の管理・保管など、細部に至るまで検討して頂きたい。	維持	「ため池ハザードマップ」の作成に際しては、農林水産省のガイドラインに基づき、地域住民や関係機関、有識者等によるワークショップを開催して内容を検討しました。その結果、各地域で地域（地元）住民や関係機関、有識者等の意見を反映した「ため池ハザードマップ」を作成することができ、地域における防災意識の向上、周知を図ることができました。 ご意見をいただいた「内容の妥当性」、「作成プロセスの透明性・適切性」の確保については、満たしていると認識しております。	農林水産部	農林整備課
9	意見	104	老朽空き家のうち、とくに優先して指導すべき危険な物件を抽出することは効率的な行政運営のために必要である。ぜひ管理不全空き家の定義を確定した上で、整備を進めていただきたい。	維持	老朽空き家のうち、「佐世保市特定空家等の判断基準」により、とくに危険な状態と判定されたものを「特定空家等」として指導いたします。また、管理不全空家等の判断基準につきましては、国の「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に基づき判定し第三者への影響が大きいと判断したもののから優先的に助言・指導等を実施いたします。	都市整備部	住宅政策課
10	評価	105	佐世保市大規模盛土造成地マップは、当該区域が危険かどうかを判断する物ではないが、市民の防災意識を高めるために資するものであり、市民への有益な情報提供として評価できる。	評価	—	都市整備部	開発指導室

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
11	意見	107	<p>都市整備部管轄の市内のブロック塀等に関しては、適切なブロック塀の構造等に関しホームページ上で周知・啓発を行ったとのことであるが、ブロック塀は積極的に建て替えるものでもないため、危険なブロック塀の老朽化はさらに進んでいるものと考えられる。</p> <p>よって、市の危険なブロック塀の把握とともに、再度ホームページに危険なブロック塀の点検方法や補修方法を掲載するとともに、危険箇所を点検するなど、市全体の防災力を向上するような危険解消の取組の実施を検討していただきたい。</p>	維持	<p>市民への影響が大きい通学路沿いや市の所有するブロック塀については、点検や安全対策がなされております。民間所有のものについては、その所有者に管理責任があることから、平成30年に国土交通省の通知に基づき、ブロック塀の所有者への注意喚起として、ホームページ及び窓口にてパンフレット等を用いて周知するとともに、建築関係4団体（建築士会、建築士事務所協会、建設業協会、中小建設業協会）に周知協力を促し、所有者等からの問い合わせに対応しております。</p> <p>建築物の確認申請・完了検査時に新設や既存のブロック塀についても確認しており、危険箇所を発見した際に助言を行っております。また、市民から相談があった際には、現地確認を行い所有者に改修等を促しております。</p> <p>また、建築関係4団体と「建築行政への協力に関する覚書」を交わしており、官民で協力して防災等に関する啓発等も行っております。さらなる啓発のために、所有者・施工者に向けた分かりやすいパンフレット（一般財団法人日本建築防災協会作成）を市のホームページに追加掲載しました。</p>	都市整備部	建築指導課
12	意見	110	<p>水道管路の老朽化は、道路の崩落につながるなど大事故につながりかねない。早急に予算を確保して更新を行うとともに、自治体間で連携し、事故事例やデータを共有するなどして、また他自治体の取組も参考にしながら対策を進めていただきたい。</p>	措置中	<p>現在、地震や老朽化により大規模断水や道路崩落等の事故の影響が大きい基幹管路を国庫補助を活用しながら優先的に更新を進めています。また他自治体との事故事例やデータ共有などに関しては、今後積極的に取組み、参考になるものを取り入れながら、公営企業として受益者負担の軽減につながるよう、更新費用の抑制、費用対効果の高い更新を進めてまいります。</p>	水道局	水道管路整備課
13	意見	111	<p>耐震工事未完了の市営住宅については、耐震工事の完了の事実や建物の耐震性・安全性について市民が参考とできるよう、ホームページに速やかに公開することなど検討されたい。</p>	維持	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律により、3階及び1000㎡以上の共同住宅については、耐震改修の努力義務があります。該当する規模で昭和56年以前の旧耐震基準の市営住宅については、平成7年度に耐震診断を行い、耐震性がないと判断された市営住宅は、既に建替えや用途廃止が完了しています。</p>	都市整備部	住宅政策課
14	評価	113	<p>消防用車両等の整備、消火栓の維持管理や消防水槽の耐震性能に関する整備状況はおおむね良好である。</p>	評価	—	消防局	企画管理課 警防課
15	意見	115	<p>風害対策、水害対策、高潮対策では重複する対策が多くなる。現に、今回の監査において資料の提出等を求めた結果、実施内容は重複するものであったことから、地域防災計画の項目立てについて再考することも考慮に入れていいのではないかと史料する。</p> <p>なお、風害では農作物への被害が大きくなる傾向にある。農作物に関する計画は主に県北振興局等が対応しているようであるが、市として県北振興局や農協が具体的にどのような指導を行っているのかを把握し、仮に対策するとしてどのような対策をするべきなのかについても再考する必要があるのではないだろうか。</p>	検討中	<p>地域防災計画の項目立てについては、他の対策等についても見直し予定があることから、その際にあわせて検討したいと思います。</p> <p>気象による農作物の被害対応については、県北振興局が主体となり、市や農協が共同して調査等を行っています。いただいたご意見のとおり、日常の指導については詳細を把握していない面もあるため、県北振興局や農協が行っている指導内容を現地にて確認するなど、生産者の安定生産につなげてまいります。</p>	防災危機管理局 農林水産部	防災危機管理局 農政課
16	評価	119	<p>佐世保市は地形的な特徴として山間部や傾斜地も多い。したがって、積雪による被害が拡大する恐れも大きく、雪害予防対策も重要であると考えられるところ、概ね計画通りに実施されており評価できる。</p>	評価	—	土木部	—

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
17	指摘	124	地域防災計画における漁港の整備状況の数値が他の資料と一致していない。地域防災計画の計画上の数値が実際と齟齬しているのは、計画そのものが意味をなさないものになりかねない。早急に、実情と地域防災計画の整合性がとれるよう修正していただきたい。	措置済	「地域防災計画」における漁港の整備状況については、毎年県が実施している「海岸統計調査」に基づく、実情に合った数値を記載いたしておりました。しかしながら、本来その根拠資料としなければならない市が管理する「漁港海岸台帳」では、その数値の更新が行われておらず、「地域防災計画」と整合性が取れていない状況だったため、今回「漁港海岸台帳」の数値の修正を行いました。 ご指摘のとおり、漁港管理にかかる「地域防災計画」や「漁港海岸台帳」などすべての資料において実情と齟齬が生じないよう、適切な数値の更新、管理を行ってまいります。	農林水産部	水産課
18	指摘	126	砂防事業については県が主体であるが、地域防災計画においては県と協力して事業を推進すると定められていることから、市においても関係資料の収集など、県の事業実施状況の把握に努めるべきである。	維持	砂防事業は長崎県が主体となり実施するものであることから、県による事業実施状況の詳細は把握しておりません。但し、佐世保市に属する県の実施する砂防事業については、地元からの要望の受付・調査、県からの要請を受けての地元調整・関係資料の収集などを市としても実施し、必要に応じて県の事業実施状況の問い合わせを行うなど一定の事業状況を把握しながら、県と協力して事業を推進しています。	土木部	河川課
19	意見	126	市は県の土石流警報装置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等について把握をしていないとのことであるが、土石流が発生した場合には市民の生命身体に対する重大な危険が生じる蓋然性が極めて高いのであるから、土石流警報装置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等重要な情報については県とも情報を共有し、市としても有事の際に迅速に対応が可能となるよう努めるべきである。	維持	土砂災害の危険度把握につきましては、現在は、気象庁のキキクル（大雨による土砂や洪水等の危険度分布）や長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）により、市内各地の土砂災害危険度情報を確認して、避難情報の発令等必要な対応を取ることとしています。地域防災計画の記載内容が以前の名称のままとなっていたため、今後修正いたします。	防災危機管理局	防災危機管理局
20	意見	127	地すべり等防止事業については県が主体であるが、地域防災計画においては県と協力して事業を推進すると定められていることから、市においても関係資料の収集など、県の事業実施状況の把握に努めるべきである。 佐世保市でも過去、実際に大規模な地すべりが発生していることから、県とも情報を共有し、他の取り組みも参考にしつつ、地すべり等防止のための具体的な施策を実施していただきたい。	維持	地すべり等防止事業は長崎県が主体となり実施するものであることから、県による事業実施状況の詳細は把握しておりません。但し、地すべり徴候など当事業に必要な情報については共有し、県からの要請を受けての地元調整・関係資料の収集などを市としても実施し、必要に応じて県の事業実施状況の問い合わせを行うなど一定の事業状況を把握しながら、県と協力して事業を推進しています。 また、当事業における県と市のかかわり方については、県内市町にアンケートを実施し、今後の参考にしたいと考えています。 但し、地すべり防止のための具体的な施策については県の範疇となることから、市としては実施を考えておりません。	土木部	河川課
21	意見	134	土砂災害ハザードマップ作成の際には、作成手続きの適正・透明性の確保の点からも協議会を開催することとし、地域住民を含む関係各所の意見を十分に聴取した上で質の向上を図るべきである。また、その際の議事録等を作成すべきである。	維持	土砂災害ハザードマップは県が指定した土砂災害警戒区域のデータを基に避難場所等の情報を記載し作成しています。 ハザードマップ作成過程における協議会の開催については有意義と考えますが、土砂災害警戒区域は、市内全域にわたり、箇所数が約6,000箇所と膨大になることから、県による区域指定後、スピード感をもってハザードマップを作成し、地域住民に地域における危険箇所を把握して頂くことが重要と考えておりますことから、作成途中での協議会の開催などは考えておりません。	土木部	河川課

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
22	指摘	134	土砂災害ハザードマップ作成及び更新の資料は存在しないとのことであるが、事後的な検証を行うためにも資料を適切に収集保管するよう努めていただきたい。 また、これらの資料は「文書」（市文書規程第3条第1号）に該当し「必要なときに直ちに取り出せるように整理するとともに、紛失、盗難等を防止しなければならない」（同規程第29条）ものであるから、所轄部署における適切な管理のための問題点の検証と対策を検討されたい。	維持	土砂災害ハザードマップは県が指定した土砂災害警戒区域のデータを基に避難場所等の情報を記載し作成しています。作成は県の所有する「長崎県ハザードマップ作成支援システム」を有償で使用し実施していることから、根拠資料など作成や更新にかかる資料は市としては保管しておりませんが、ハザードマップデータについては適切に保管し、直ちに取り出せるようにしております。 また、事後的な検証を行う際には、必要に応じて県に問い合わせを行うなど対応を考えております。	土木部	河川課
23	意見	135	災害弱者である高齢者等の情報格差是正のためには、土砂災害ハザードマップの印刷物の配布が不可欠であり、配布状況に関する資料が不可欠であることから、対象地域に適切な冊数の印刷物が配布されるよう留意するとともに、土砂災害情報に係る情報格差是正のための具体的な施策を講じていただきたい。	対応済	土砂災害ハザードマップについては、必要となる配布部数を確保したうえで、各町内会を通じて対象地域の各世帯に配布しています。また、本市HPでの閲覧のほか、配布用のマップを本庁河川課や各支所に設置し、手軽に入手できるような情報を整えることで土砂災害情報に係る情報格差是正を図っています。	土木部	河川課
24	評価	145	住宅用火災警報器の設置状況等調査においては、佐世保市は96世帯以上の世帯を調査すべきところ296世帯の調査を行っており、また、その方法も過度な負担なく効率的なものといえ評価できる。	評価	-	消防局	予防課
25	意見	146	住宅用火災警報器の設置に関して、毎年戸別訪問を行う（数年に一度のスパンで戸別訪問を行う等）ことを検討していただきたい。	維持	住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理に関する広報は、消防イベントや各種講習会のみならず、各種メディアや地域のネットワークなどを活用して行っており、国の調査基準以上に調査を実施しています。さらに、令和3年度からは市と包括連携協定を締結している複数の保険会社の協力を得て、顧客への自宅訪問をした際に併せて関連チラシの配布などの活動を展開していることから、今後も引き続き同様の手段で進めていきます。	消防局	予防課
26	意見	149	防火・防災安全講習会に関しては、開催方法に対するアンケート調査を行い配慮を行っているとのことであるが、参加事業所（グループホーム）が半数にも満たない原因を検証し、参加者が興味を持つ研修の内容の再考等も含めて、より多くの受講者が参加し、実効性を確保した研修ができるようにすることが望ましい。 また、令和5年度はグループホーム及び小規模多機能ホームを対象とした研修が行われているが、その他社会福祉施設も対象とした研修を今後も積極的に企画していくことが望ましい。	措置済	グループホーム及び小規模多機能ホームへのアンケート調査等により、研修内容や案内方法を見直したことで、より多くの事業所から講習会へ参加いただきました。 また、その他社会福祉施設への対象拡大として、保健福祉部指導監査課と連携し、新たに2団体（老人福祉施設協議会、老人保健施設協会）への案内を開始しました。案内を始めた直後ということもあり、11月の集合研修への参加は少なかったものの、2月末のリモート講習には多くの事業所から参加をいただいている状況です。 今後も参加者が学びやすい研修内容の追求とともに、参加が困難な事業所に対しましても、消防局YouTubeチャンネルにおいて研修動画を配信してまいります。	消防局	予防課
27	評価	156	少年消防クラブ、女性防火防災クラブの連絡協議会とも年間を通じて活動しており、また、その内容も各連絡協議会の目的に沿うものであり評価できる。	評価	-	消防局	予防課

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
28	意見	156	今後も少年消防クラブ、女性防火防災クラブの連絡協議会が形骸化しないように、連絡協議会交付金交付要綱第9条に基づく調査を、少なくとも数年に1度程度の周期で定期的に行うことを検討していただきたい。	対応済	連絡協議会活動及び決算報告は毎年度市長宛で報告しており、その中で収支決算書等についても調査を行っている状況です。	消防局	予防課
29	意見	178	「キキクル」「雷ノウキャスト」及び「竜巻発生確度ノウキャスト」等は気象庁のサイトであり、佐世保市が直接運営するものではないが、当該サイトの普及率を把握できるように、定期的な問い合わせ等の調査をしていただきたい。 また、佐世保市防災ポータルサイトの啓蒙活動が重要であるから、目標数値を設定のうえ、その普及率の把握等を行い実効的な啓蒙活動を進めることが望ましい。	維持	「キキクル」等の気象庁サイトの普及率については、気象庁が「気象情報の利活用状況に関する調査」で実施していますので、市独自の普及率調査は行わず、防災講話や啓発資料等で、「防災情報の取得方法」として紹介するなど、市民への周知を図ってまいります。 佐世保市防災ポータルについては、インターネットで「佐世保市 防災」で検索すると上位に出てくることがあり、災害時は1日4万を超えるアクセス数になるなど多くの人が閲覧されていますので、一定認知されているものと考えます。	防災危機管理局	防災危機管理局
30	評価	186	佐世保市総合防災訓練は、共同での訓練を通じ各自の役割を確認することで、実効性のある活動を確認することができ有用な訓練であるといえる。また、市民も入場できることにより、市民の防災意識高揚にも資するものであり、この点も評価できる。そして、反省点、検討すべき点なども記録として残されており、今後さらに有用な訓練となっていくことを期待する。	評価	－	防災危機管理局	防災危機管理局
31	指摘	191	地区防災訓練実施数が令和5年度の目標値の半数の状況である。早急に問題点・課題を検証し、佐世保市地域防災計画などに対応を盛り込むべきである。 地区自治協議会が主催を検討できるよう、防災訓練支援助成金が交付されることを併せて、地区防災訓練の実施の広報を拡充することが望ましい。	対応済	地区防災訓練については、第7次総合計画前期計画（R2～5）において「令和5年度までに全地区で1回は実施する」を目標としていましたが、コロナ禍により令和2、3年度は集合しての訓練がほとんどできず、最終年度の令和5年度に残る10地区を目標としたものの、6地区でしか実施できなかったものです。しかし、残った4地区においては令和6年度中に全て実施いたしました。 防災訓練支援助成金については、秋ごろに地区自治協議会に来年度の実施希望調査を行って予算を計上しており、全地区において概ね6年に1回は訓練が実施できるように推進していきます。	防災危機管理局	防災危機管理局
32	意見	206	自主防災組織の組織率目標を達成できるよう、現状の課題・問題点を検証し、具体的な対応策を各計画やマニュアルに盛り込むべきである。	検討中	第7次総合計画後期基本計画のKPIに自主防災組織については、令和9年度までに結成率を全国平均の84.7%まで引き上げることを目標として促進しており、令和6年度については年度目標を達成しているところです。現在結成に至っていない地域は、町内会役員の高齢化に伴う担い手の不足や町内会の解散など原因は一定分析できていますが、そのような地域に対してふさわしい組織の在り方等対策を模索していきたいと思えます。	防災危機管理局	防災危機管理局
33	評価	207	地区防災計画の策定については、概ね計画通りに実施されており評価できる。	評価	－	防災危機管理局	防災危機管理局
34	意見	208	自主防災組織が形骸化することのないよう、積極的に自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会等を開催することが望ましい。 また、自主防災会の活動実態の把握に努めるべきであり、活動があまりなされていない組織に対しては、具体的な活動方法の情報提供等により活動を活性化させることも検討すべきである。	維持	自主防災組織への研修としては防災リーダー養成講習や組織からの要望による出前講座などを行っていますが、組織単体での活動に負担を感じている組織も少なくないことから、地区の防災訓練も活用しながら訓練や研修、情報提供を引き続き行ってまいります。	防災危機管理局	防災危機管理局

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
35	意見	214	住んでいる地域の想定されている災害の認知度や、その他佐世保市の災害対策に係る施策等の認知度を調査することも有用であると思料する。	措置済	R8.2.9～3.6でハザードマップの認知度や家庭での備蓄等、市民の防災意識に関するWEBアンケートを実施しました。	防災危機管理局	防災危機管理局
36	意見	214	市民に防災の学習や体験する場を提供するとともに、小中学生などに対して防災教育を実施するために、防災学習センターなどを整備することを検討することが望ましい。	維持	防災学習センターの整備についてはその後の管理運営等も含めた費用面からも現時点では難しいと考えますが、小学生への防災教育としては、今年度から地震体験車を用いた防災訓練を実施することとしており、昨年試行的に実施した学校からも好評を得ていますので、継続して実施し、学校での防災教育の充実を図ってまいります。	防災危機管理局	防災危機管理局
37	評価	214	地域防災計画において市民に普及徹底させる防災知識とする事項については、計画通り普及活動が進められており、一定の評価ができる。	評価	－	防災危機管理局	防災危機管理局
38	意見	214	ハザードマップは常に最新のものを市民が利用して初めて意味があるものであるため、SNS等を活用することにより市民へ効果的に周知することが求められる。	措置済	R7.6.20にSNS等で「「いざ!」というときの備えはできていますか」という内容で投稿しました。今後も広報させばやラジオに加えて、SNS等での発信も実施します。	防災危機管理局	防災危機管理局
39	評価	219	火災予防に関しては、SNSを利用した広報等も含めて積極的に広報を行っており評価できる。	評価	－	消防局	予防課
40	意見	234	避難行動要支援者に係る制度をホームページ等で広く周知することの継続に加えて、要介護者の方や障がいのある方、高齢者の方と日ごろ接点がある機関や民生委員等に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる者に情報提供を行っていくことが望ましい。	対応済	制度対象者となるすべての方から名簿掲載に関する意向を確認するために、未確認となっている方には、毎年確認のための文書を送付するとともに、民生委員には担当区域の要支援者の同意書提出にお力添え等いただくようお願いし、ご協力いただいている状況です。 居宅介護支援事業所や障がい者相談支援センター等の機関への周知に関しては、制度開始当初の関係各所に対して周知を図っておりますが、当初からの時間の経過もあることから、再度案内していきます。 なお、これまで個別避難計画作成の取組を実施した地域においては、当該地域の地域包括支援センター並びに、対象者に日頃から関わりのある居宅介護支援事業所等と協力して取り組んでおり、避難支援等関係者として町内会関係者や民生委員等にも協議に加わっていただき連携しております。	保健福祉部	地域福祉推進室
41	評価	234	避難行動要支援者が名簿作成に同意するか否かにつき、定期的に制度対象者全員を調査するルールにはなっていないが、1年に1度は状況の変化に応じ意向確認を行っており評価できる。	評価	－	保健福祉部	地域福祉推進室

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
42	意見	234	<p>今後は、避難行動要支援者に係る名簿が確実に最新の状況に近くなるよう1年に1度は状況の変化に応じ意向確認を行うことをルール化するとともに、一定の年数を定めて制度対象者全員を調査すべきである。</p>	対応済	<p>未回答となっている方に対しては、1年に一度、確認の文書を送付しています。不同意と回答をした方についても、状況の変化が予測されるため、回答から5年経過しているものに対しては、改めて意向の確認を行っています。</p> <p>同意を得られている方に対しては、実際に避難支援に関わっていただいている民生委員や町内会等から施設入所や長期入院中その他の状況の変化があった場合の情報収集を実施しており、寄せられた情報に対し、市から直接家族等へ状況確認を行った上で、名簿から削除するなど、情報の更新に努めています。</p> <p>また、名簿に掲載されている情報は、避難行動要支援者支援システムにおいて、住所の異動や介護認定の状況・障害者手帳の認定状況等については、毎月単位で内部的に情報を更新して活用できる状態にしています。なお、この情報を1年に一度の名簿作成の際にも反映させています。</p>	保健福祉部	地域福祉推進室
43	指摘	238	<p>災害発生時に適切な援護を行うためにも、引き続き関係者の協力を得られるように個別避難計画作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、同計画の作成に向けて努力することが望まれる。</p> <p>優先度が高いと判断した避難行動要支援者につき、市の職員だけでは人手が足りない場合には福祉専門職と委託契約を締結するなど、早急に個別避難計画作成を進めるべきである。</p>	措置済	<p>本市が中心となり関係者と協議しながら個別避難計画を作成するという従来から実施している手法に加え、内閣府の技術的助言に基づき、個別避難計画の取組を加速させるため、令和7年5月から、本人や家族等が個別避難計画の内容を記入する手法を併せて実施し、当初令和8年度までに作成することを予定していた対象者（洪水ハザードマップの区域内に居住する名簿掲載同意者）全員を対象に取り組んだ結果、所在が不明な方などを除き、令和7年10月には概ね作成を完了しています。</p> <p>さらに令和7年11月以降、取組の対象を拡大し、令和8年3月末現在で1,300人以上の計画作成に至っており、令和8年度も引き続き進捗を図ります。</p>	保健福祉部	地域福祉推進室
44	意見	240	<p>市は、社会福祉施設等から定期的に避難確保計画等の提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情等を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要がある。</p> <p>なお、市は、各事業所に対する実地指導時には、必要な防災設備や計画の内容の適切性についても助言を行うことが望ましい。</p> <p>また、新規に事業所を設置するなどの場合には、計画作成時に市がサポートするなどの施策を行うことが望ましい。</p>	対応済	<p>避難確保計画については、水防法等により市への提出が義務化されており、新規で作成されたとき、内容に変更があった時に提出を受けています。提出された避難確保計画等については、社会福祉施設担当者と防災危機管理局の担当者が避難の実効性が確保されているかどうか、避難方法が適切であるか等について確認し、是正の必要があれば都度施設に指導しております。</p> <p>新規に事業所を設置する場合など相談・依頼があれば、計画の策定、訓練の実施について相談に応じており、今後もサポートに努めていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
45	意見	241	佐世保市として、社会福祉施設等の避難訓練の実施状況についてアンケートなどで把握すべきである。 また、避難訓練における計画の活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的実施するよう指導等行うことが望ましい。	検討中	水防法等によって、要配慮者利用施設の管理者等に対して避難確保計画の作成、訓練実施結果の報告が義務づけられています。市のホームページにもその旨を掲載しており、例年要配慮者利用施設に対して避難確保計画に変更があった場合の提出や訓練実施結果の報告を促す通知を送付しています。以上のことより、実施状況については把握できる制度となっています。 しかしながら、避難確保計画の提出や訓練結果の報告を失念している施設もあると推察されるため、訓練実施結果報告提出の依頼回数を増やす等の対策を行いたいと考えています。また、実際に災害が起きた際に対応することができるよう、多種多様な避難訓練を関係各部署と連携しながら実施できるように検討していきます。	保健福祉部	長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課
46	意見	242	令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、行政機関等や事業者に対して障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めている。そこで、佐世保市としても、災害時における合理的な配慮として程度に応じた対応をご検討いただきたい。 (合理的配慮の例) 聴覚障がい者：「災害時バンダナ」を事前に準備・配付する。	対応済	合理的配慮の提供については、従前からの行政機関に加え、昨年4月から事業所でも義務化されたところですが、各場面において、過度な負担にならない程度で実施しているところです。 災害時における合理的配慮については、「福祉避難所」への移送が必要と判断された場合に受け入れ要請を行うなどの配慮や、日常的に在宅で人工呼吸器を使用される方の非常用電源装置の購入費の給付など、程度に応じた対応を行っております。 また、聴覚障がいの方々への配慮を目的とした、佐世保市手話言語条例啓発パンフレット・リーフレット（防災版）を昨年度作成し、聴覚障がい者、及び関係機関への配布、並びに市ホームページへ掲載しており、災害時の情報弱者である聴覚障がい者もコミュニティの中から取り残されないよう、周知啓発を図っています。	保健福祉部	障がい福祉課
47	意見	242	妊産婦・乳幼児への配慮が行き届いた避難所運営ができるように、需要・対策の情報収集を行い、佐世保市地域防災計画に記載を盛り込むべきである。	検討中	避難所運営における妊産婦・乳幼児への配慮につきましては、国が能登半島地震を踏まえて改訂した「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」や「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」にも記載がありますので、これらを参考に対応策を検討します。	防災危機管理局	防災危機管理局
48	指摘	247	避難場所等の図記号の標準化に伴う避難所表示板の更新目標は145避難所であるが、令和5年度の段階では達成できていない状況である。早急に問題点・課題を検討し、その結果や対応策を各計画・マニュアルに盛り込むとともに、予算を確保し、早急に達成できるよう努めるべきである。	措置中	指定避難所145か所のうち、令和5年度末の段階で144か所は更新ができています。残り1か所となっている競輪場については、外構工事の計画を現在検討中であるため、工事の進捗等に併せて更新を行います。	防災危機管理局	防災危機管理局
49	意見	248	佐世保市地域防災計画では「パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市民居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める」とされているが、佐世保市が作成している災害時の避難行動シートやハザードマップについてはいずれも外国語は併記されていないことから、これらにつき早急に対応することが望ましい。	措置中	災害時の避難行動シートについては、今後の更新時に「やさしい日本語」版も作成するようにします。その中でハザードマップについても説明し、ウェブ上の地図へ誘導して危険個所（ハザードエリア）を確認できるようにしてまいります。	防災危機管理局	防災危機管理局

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
50	意見	250	災害ボランティアについては、災害ボランティアセンターを運営している社会福祉協議会が主体的に施策を実施していくことになると思われるが、市（保健福祉部や市民生活部）がどのような役割を担い、どのように連携を進めていくのかを具体的に検討し、防災計画にも記載することが望ましい。なお、併せて施策の実施主体に関する整理（保健福祉部及び市民生活部の双方が必要であるのか）を行うことも必要かと考えられる。	措置済	保健福祉部及び市民生活部と協議を行い、各部の災害時の取組を記載しました。	防災危機管理局	防災危機管理局
51	意見	251	佐世保市地域防災計画では災害ボランティアについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとしてとされているところ、現在までの協議内容が不明であることから、協議の議事録や報告書などを整備し、取り組みの内容を報告・検証出来るようにすべきである。 また、災害ボランティアコーディネーターの養成講座を社会福祉協議会で開催するなど、具体的な施策を協議していくべきである。	対応済	佐世保市防災ボランティアネットワーク連絡協議会の事務局は佐世保市社会福祉協議会に設置しており、協議会の構成団体として、市防災危機管理局、保健福祉部、市民生活部のほか、防災士会や大学など、19団体が加盟し、年に2～3回、意見交換などを行っています。議事録等の関係書類については、事務局で保管し、必要に応じて検証できるように整備されています。 また、市の総合防災訓練においては、事務局である市社会福祉協議会が主導的役割を果たし、連絡協議会の構成団体からメンバーを募り、ボランティアセンターの設置運営訓練を行っており、市の関係各所は構成員として積極的に参加しています。 なお、長崎県災害ボランティア連絡会が、ボランティアの受付やコーディネートなどを行う「災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座」を開催する一方で、佐世保市社会福祉協議会では、講演会や、防災訓練へのブース出展などにより、防災意識を高めるとともにボランティアへの理解と参加促進を図るなど、役割分担を行いながら、具体的な施策を推進されています。 今後も、市民生活部所管のさせば市民活動交流プラザに登録のあるボランティア団体などへの働きかけを行うなど、災害ボランティア活動の活性化を図ってまいります。	保健福祉部	保健福祉政策課
52	評価	255	防災行政無線や防災ポータル等、情報収集伝達システムの構築についてはおおむね計画通りに推進されており評価できる。今後は、この状態を維持・管理しつつ、必要があれば最新の情報収集伝達システムに更新していくなどしていく必要がある。	評価	－	防災危機管理局	防災危機管理局
53	意見	256	緊急情報伝達手段を複数確保することは重要であるが、利用者ニーズが重複するもの（登録制メールと市SNS等）については、今後、時代の流れに合わせて利用者数が多いサービスに注力し、最終的なサービスの統廃合も視野に検討していくことが望ましい。	維持	防災情報メールは、防災行政無線の放送内容を確認するため配信しているもので、避難所開設等の緊急情報のほか、他SNSで配信していない行政情報も無線放送とあわせて配信しています。令和7年3月現在、登録者は約8,100人以上で、特にLINEやX等を使用していない方のニーズもあることから、現時点では他サービスとの統廃合は検討していません。	防災危機管理局	防災危機管理局

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
54	評価	256	佐世保市では、一般世帯であれば市内に住民票があり居住している世帯であれば特にその他の条件はなく戸別受信機を貸与することができ、文字表示型の戸別受信機も貸与の対象であり、貸与の対象を限定しておらず幅広い市民が情報伝達手段を確保することができ評価できる。 また、戸別受信機貸与制度の周知については、市のホームページでの情報提供のほか案内郵送など幅広く行われており、この点も評価できる。	評価	-	防災危機管理局	防災危機管理局
55	意見	272	市が実施する研修でも「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を周知するとともに、配布物を作成する場合には同システムのホームページのURLやバーコードを大きく記載し、佐世保市民への周知を進めていただきたい。	措置中	「原子力防災のてびき」において、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の二次元コードを記載しています。また、令和7年度の原子力艦原子力防災訓練(4/27実施)の住民向け講習会で、モニタリングポストの位置等を周知しました。今後も訓練や講習会等で周知するほか、配布物等にも掲載し、市民への周知を図ってまいります。	防災危機管理局	防災危機管理局
56	意見	276	佐世保市民を対象とした研修や訓練の際に災害用伝言サービスの体験利用を盛り込み、災害時の混乱を防ぐ手立てを行うべきである。	措置済	R7.8の広報させばの「家族で防災会議の日」の記事で、災害用伝言サービスの体験期間を周知しました。今後も訓練や研修などの機会を捉えて啓発していきます。	防災危機管理局	防災危機管理局
57	意見	294	英語・中国語など主要な外国語に翻訳した「原子力防災のてびき」を作成すべきである。また、市内の大学・観光協会・米軍基地・飲食店等を介して配布(データ配布を含む。)するほか、ホームページやSNSも活用し、広く情報提供を行うべきである。	措置中	長崎県に依頼をして、現在県で検討中です	防災危機管理局	防災危機管理局
58	意見	295	「原子力防災のてびき」は専ら大人向けのものであるから、内容や表現を精査し、子ども達に向けたパンフレットも作成・配布すべきである。	措置中	長崎県に依頼をして、現在県で検討中です	防災危機管理局	防災危機管理局
59	意見	296	「災害時等の医療救護活動に関する協定書」に基づく佐世保市医師会の作成による医療救護活動を円滑に行うための医療救護計画については、医師や看護師の減少などの状況の変化を踏まえるため、見直しの期間を定め、定期的に作成・提出を求めるべきである。	検討中	本協定は、災害等により短時間に多数の傷病者が発生した場合において、本市が行う医療救護活動における医師会との協力について必要な事項を定めたものであり、災害時における円滑な医療救護を行うため、計画等の策定について医師会と検討を行います。	保健福祉部	医療政策課